成年後見制度活用検討シート

～成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件～

８． 後見等開始の審判の申立て

「本人と成年後見人をふたりぼっちにしないよう」チーム支援のスタンバイ！

「☆」だけにチェックがある場合、日常生活自立支援事業でも対応可能と考えられます。

「□」にチェックが入る場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

利用者名　　　　　　　　　　　　　　　記入者名

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | ☑ チェック |
| １． 判断能力 | |
| 何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は  家庭内および社会的にほぼ自立している：補助相当 | ☆ |
| 日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが  多少見られても、誰かが注意していれば自立できる：保佐相当 | ☆ |
| 日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが、  ときどき見られ介護を必要とする。知的障害の場合はA判定：後見相当 | □ |
| ２． 財産管理 | |
| 日常的な金銭管理に支援が必要 | ☆ |
| 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう | ☆ |
| 年金・手当などの受け取り手続きが必要 | ☆ |
| 生命保険などの請求の手続きが必要 | □ |
| 税金の申告が必要 | □ |
| 賃貸借契約の手続きが必要 | □ |
| 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったりしたことがある | □ |
| 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要 | □ |
| 借金をしたり、他人の保証人になったりしてしまう | □ |
| 借金の整理、ローンの返済が必要 | □ |
| 遺産相続の手続きが必要 | □ |
| 裁判所の手続きが必要 | □ |
| ３． 身上保護 （監 護） | |
| 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約できる | ☆ |
| 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要 | □ |
| 【特記事項】  　　年　　月　　日 | |